

広報誌

公務災害補償

京都府支部だより



No.56

地方公務員災害補償基金京都府支部

目 次

はじめに	1
1 特集1 公務災害の防止に向けて	3
～各任命権者・所属の取組紹介～	
2 特集2 Q & A実務のポイント	4
～治ゆの考え方について～	
3 公務災害担当者の方へ	6
～医療機関を受診させてください～	
～治療はきちんと受けさせてください～	
4 令和5年度公務災害補償の現状(補償統計)	7

表紙写真 南丹市役所新庁舎

- ・ 令和5年10月9日竣工（令和5年10月16日開庁）
- ・ 地上2階建（鉄骨造）
- ・ 南丹市役所中央庁舎は令和5年10月に竣工し、市民窓口となる課を集約した庁舎として、業務を行っている。

はじめに

地方公務員災害補償制度

地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、地方公務員災害補償法の施行に伴い、地方公共団体等に代わって、地方公務員等の公務上の災害又は通勤による災害に対する迅速かつ公正な補償を実施し、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、昭和42年12月1日に設立されたもので、平成15年10月には地方共同法人へと移行し、地方公共団体が主体となった取組が行われています。

基金は、東京都に本部を、各都道府県及び政令市に支部を設置しており、京都府支部においては、教職員、警察職員を含む京都府の職員、公立大学法人の職員及び京都市を除く市町村、一部事務組合等の職員を対象として、設立後、令和5年度までの56年間に、32,630件の公務上の災害と、2,637件の通勤による災害を認定してまいりました。

昨今の認定、補償実施状況及び基金の財政状況

京都府支部では、公務災害、通勤災害の発生防止に積極的に取り組んできましたが、令和5年度の認定件数は434件と前年度に比べ95件増加しました。

また、被災職員等に支給された給付費の総額は、京都府支部では令和5年度で416,580千円と、前年度に比べ9.0%減少しています。また、基金全体では24,553,286千円と前年度に比べ5.9%増加しています。

新型コロナウイルスの影響で控えられていた訓練やイベントが順次再開され、認定件数も増加してきております。災害による職員の生活等への影響を最小限に抑えることはもちろんですが、特に重症となる公務災害等の発生防止や指定医療機関の利用促進などに努めることが重要となります。

安全で快適な職場環境の実現・公務災害等の発生防止に向けて

社会環境がめまぐるしく変化する中、地方公共団体の職員には、地域課題に的確に対応した、住民満足度の高い行政サービスの提供が期待されています。安心して職務に専念することのできる職場環境の実現は、公務能率の向上とともに、住民サービスの向上につながるものと考えております。

京都府支部では、職員の安全と健康管理に努め、災害の発生防止に向けた取組を一層強化するよう各地方公共団体へお願いするとともに、公務災害防止事業実施への働きかけを積極的に行い、講習会等事業への助成やホームページによる情報提供などの支援を更に推進していきたいと考えております。制度につきまして疑問に思われることなどがありましたら、遠慮なく当支部までお問い合わせください。

本冊子は、公務災害担当職員だけでなく、約4万人の対象職員の皆様一人ひとりに公務災害、通勤災害の制度や京都府支部における認定、補償の現状、課題をお知らせし、災害の未然防止や公正な補償の実施に活用していただくことを目的として発行しております。

是非、御一読いただき、災害のない明るい職場づくりの一助となれば幸いに存じます。

令和7年3月

地方公務員災害補償基金京都府支部

事務長 牧 隆 志

公務災害の防止に向けて

公務災害の中には、基本的な安全対策を行えば防ぐことができたと考えられるものも多く、基金、各任命権者・所属においては、職員の公務遂行中の安全確保のため、職場の実態に応じた注意喚起と公務災害防止に向けた専門的知識の普及、啓発を行っています。

基金京都府支部における公務災害防止事業としては、職員のメンタルヘルスを保ち、ハラスメントを防止するための研修や、作業時の転倒・転落・巻き込まれ等の事故防止に係る研修等、様々な取組みが行われており、その一部をご紹介します。

・令和6年度安全研修（城南衛生管理組合）

城南衛生管理組合においては、令和5年度から断続的に清掃工場（処理施設）における転落、巻き込み事故が発生していることから、ヒューマンエラーや危険動作の恐ろしさを過去事例に学びながら一般事故の発生防止、撲滅にむけた研修を開催しました。

当日は、講師からリスク低減対策には、人の対策と物の対策があるが、『人』の対策を進めることで『物』の対策と相まって災害の重篤度は劇的に低減されることやゼロ災の秘訣は「指さし呼称」が有効といった、事故防止のためのリスクアセスメントと危険予知に重きを置いた講義を頂きました。



・その他各任命権者での取組

その他、以下の公務災害防止事業が実施されました。

【研修会等】

- ◇京都府警察本部：術科訓練中における受傷事故防止研修会を開催
- ◇福知山市：メンタルヘルス研修会を開催
- ◇八幡市：ハラスメント対応研修を開催
- ◇京都地方税機構：管理監督者メンタルヘルス研修を開催
- ◇宇治市：管理職メンタルヘルス研修会を開催

【啓発活動等】

- ◇京都府教育委員会：チラシを作成し全職員に配布、説明を行い公務災害防止を啓発
- ◇城陽市：「安全衛生かべしんぶん」の掲出により、安全な職場環境維持を啓発

基金京都府支部では、こうした各任命権者・所属の取組を支援するため、各事業を共催するとともに、必要な経費を分担しているところです。公務災害防止事業の実施・共催については、基金京都府支部にお問い合わせください。

Q & A 実務のポイント

今回は、公務災害認定後の手続きに関してよくある疑問について回答します。

公務災害に認定された傷病が治ゆ（症状固定）した際には、治ゆ報告書を提出してください。
所属担当者は、被災職員が治ゆに至るまでの経過を把握するようにお願いします。

Q1. 公務災害に認定された怪我が治り、医師からも終診だと言われました。何か手続きが必要ですか？

A1. 支部様式第19号「治ゆ報告書」を記入し、速やかに提出してください。なお、報告の際に医師の診断書等は不要です。

Q2. 足首を骨折し、手術及びリハビリテーションを行いました。先日、医師からは「痛みが完全にとれることはないでしょう」と言われました。まだ痛みが残っているので、療養補償を受け続けることができますか？

A2. 治療やリハビリが終了し経過観察になった場合や、痛みに対する投薬等が継続しているものの効果が見られなくなり同じ治療を繰り返すだけという状態に至った場合には、「症状固定」として療養補償は終了します。

POINT 1 地方公務員災害補償制度でいう「治ゆ」とは、完全に傷病が治った場合のほか、症状が固定し、対症療法のみ継続している場合（傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復が見られるに過ぎない場合を含む）など、もはや医療効果が期待できなくなった状態をいいます。

例えば、次のような状態に至ったときは「治ゆ」（症状固定）となります。

骨癒合後の機能回復療法として理学療法を行っている場合に、治療施行時には運動障害がある程度改善されるが、数日経過すると、元の状態に戻るという経過が一定期間にわたってみられるとき。

Q3. 治ゆ報告を行った後は、医療機関を受診できなくなるのですか？

A3. 治ゆ後の受診については、基金から療養補償が受けられなくなりますが、経過観察等で医療機関を受診する際は、保険証を使用し、治療費の3割を自己負担することで通院等を行うことができます。

Q4. 骨折の治療後、体内にプレートを残した状態で症状固定となりました。今後、プレートを抜く手術をする場合、治療費は自己負担となりますか？

- A 4. 公務災害に認定された傷病が一旦治癒した後に、再び医療が必要な状態となった場合、再発の認定請求が可能です。再発として認定されると、当該傷病に係る療養費は基金から補償されます。詳しくは基金までお問い合わせください。

Q 5. 症状固定となりましたが、常時痛みが残っており、関節の可動域にも制限があります。これ以上の補償は受けられないのでしょうか？

- A 5. 認定傷病が治癒し、療養補償が終了した後に一定の身体障害が残ったときには、障害補償を受けることができます。また、障害等級に応じて、福祉事業として障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金が併せて支給されます。

POINT 2 対象となる残存障害の程度は、地方公務員災害補償法施行規則別表第三に定められています。第1級から第7級に該当する場合は年金が、第8級から第14級に該当する場合は一時金が、それぞれ支給されます。請求手続については、基金までお問い合わせください。

POINT 3 障害等級の決定に必要な診察等は、原則として、治癒の診断等とあわせて行うこととされていますので、残存障害診断書は主治医に作成を依頼してください。

Q 6. 治療を継続していますが、傷の治りが遅く、医師からも「治癒にはしばらくかかる」と言われています。何か必要な手続きはありますか？

- A 6. 治療期間が6カ月を超えた場合には、支部様式第17号「療養状況報告書」を提出してください。報告書の作成に当たっては、今後の治療方針や治療の見込みについて、主治医の説明をよく聞き、傷病の現状や今後の治療見込みについて具体的に記載してください。

また、治療期間が1年6カ月を超えた場合は、支部様式第18号「療養の現状等に関する報告書」に医師の証明を受けた上で提出してください。

なお、いずれの報告書についても、提出をすれば無条件に療養補償が継続されるわけではなく、基金で調査を行うことがありますのでご注意ください。

POINT 4 基金では、被災職員からの治癒報告のほか、調査により治癒が確認された場合に、治癒の認定を行うことがあります。また、調査の結果、既に治癒していると判断された場合は、治癒日まで時期を遡って療養補償の対象外となることがあります。

公務災害・通勤災害の認定請求書を基金へ提出する時点で、すでに治癒の状態にあるときは、認定請求書に治癒報告書を添付してください。

公務災害担当者の方へ

医療機関を受診させてください

医療機関を受診せず、柔道整復師の施術をもって公務災害認定請求を行う事例については、以前より様々な問題が生じており、被災職員が不利益を被る事案も発生しています。

当支部としても、従前から医療機関への受診を推奨してきておりますが、地方公務員災害補償基金京都府支部審査会からも、医療機関への受診を勧奨するよう通知がありました。

被災職員が適切な医療を受ける機会を確保するためにも、医療機関を受診させるようにしてください。

◇ 整骨院等は医療機関ではありません。

整骨院、接骨院等の施術所では、柔道整復師が捻挫や打撲に対する施術（医業類似行為）を行っています。施術は、医師の行う医行為（医療行為）とは異なるものです。

柔道整復師は、「診断」を行うこともできません。「診断」を行い、診断書を書けるのは医師及び歯科医師のみです。

（柔道整復師は、過去の施術内容について施術証明書を書くことはできますが、具体的な診断名や傷病の治療見込みを記載することはできません。）

◇ 重複するものは補償されません。

医療機関での療養と重複して受けた整骨院等での施術は公務災害の補償の対象にはならず、施術料は支給されません。

◇ 整骨院等での施術が長期化している時は医療機関を受診させてください。

整骨院等での施術が長期化（1～2ヶ月以上）している場合、被災当時に想定していなかった傷病の可能性もあります。早い段階で医師の診断を受けるよう勧めていただきますようお願いいたします。

◇ 検査データが必要になることがあります。

特に負傷部位が「頸部」「腰部」の場合、認定請求に係る審査の時にX線、MRI等の検査データが必要になることが多いです。

また、療養が長期化してから医療機関を受診しても、初診時の検査データが無いために被災職員が不利益を被ることもありますので、ご注意ください。

治療はきちんと受けさせてください

自己判断で治療を中断すると、療養が長引いたり重症化したりしてしまうことがあります。

◇ 被災職員の受診に配慮してください。

所属長は、仕事が忙しいなどの理由で被災職員が治療を中断しないよう、配慮をお願いします。被災職員の療養の経過を把握し、無理をしていないか、きちんと主治医の指示を守っているか確認してください。

◇ 主治医とコミュニケーションを取りましょう。

治療内容や今後の治療方針について医師の説明をよく聞き、分からないことは質問するよう被災職員を指導してください。被災職員が自らの状況を把握することが、よりよい療養につながります。

令和5年度公務災害補償の現状（補償統計）

令和5年度の公務災害、通勤災害の認定状況や補償の実施状況等をまとめたものです。
災害の発生状況の分析や災害発生防止等にお役立てください。

◆ 補償統計目次 ◆

1 支部の概況 -----	8
対象職員数	
認定状況	
支部審査会の状況	
負担金の状況	
補償及び福祉事業の実施状況	
収支率	
2 公務災害の状況 -----	12
公務上災害の認定状況	
概況	
（死亡事案の根絶を目指して！）	
職種別、団体別認定状況	
年度別、団体別認定状況	
年度別、職種別認定状況	
職種別、態様別認定状況	
原因別、職種別認定状況	
団体別、年齢別の状況	
府知事部局等職員	
教育職員（公立大学職員及び市町村費の教育職員を除く。）	
警察職員	
市町村等職員（一部事務組合、広域連合、公立大学法人、財産区を含む。）	
3 公務災害補償等支給状況 -----	20
公務災害に係る補償の実施状況	
概況	
（解説）主な補償の種類と内容	
種類別、職種別補償額等	
職種別療養補償の状況	
公務災害に係る福祉事業の実施状況	
（解説）福祉事業とは？	
4 通勤災害の状況 -----	24
通勤災害の認定状況	
概況	
年度別、職種別認定状況	
態様別認定状況	
（冬場の転倒に注意！）	
通勤災害に係る補償及び福祉事業の実施状況	
（解説）公務災害と通勤災害の補償内容等	
5 第三者加害事案の処理状況 -----	27
概況	
第三者加害事案の発生事由・処理状況	
（解説）第三者加害事案とは？	
（第三者加害事案ではココに注意！）	
（参考）公務災害、通勤災害団体別認定件数、千人比 -----	29

1 支部の概況

基金京都府支部は、府・教育・警察・市町村職員等を対象に補償を行っています

基金京都府支部の令和5年度の対象団体数は、1府14市11町村20一部事務組合2大学法人1財産区となっています。対象職員数は、第1表のとおり、令和5年度末において39,781人です。

京都府については、知事部局等の職員のほか府立学校教職員や府費負担の義務教育学校職員、警察職員が対象であり、京都府公立大学法人は、京都府立医科大学及び京都府立大学の義務教育学校職員以外の教育職員が対象です。

また、市町村等については、京都市を除く府内の市町村等職員が対象となっています。

＜第1表＞ 対象職員数

年度	団体の種類									(人)	
	府				大学法人	市	町村	一部事務組合 広域連合	財産区		計
		知事部局等	教育委員会	警察本部							
R 1	23,644	4,425	12,108	7,111	2,190	9,997	1,856	1,868	1	39,556	
R 2	23,574	4,419	12,092	7,063	2,194	10,007	1,837	1,883	1	39,496	
R 3	23,644	4,447	11,981	7,144	2,228	10,053	1,841	1,936	0	39,630	
R 4	23,577	4,463	11,981	7,133	2,257	10,071	1,840	1,992	0	39,737	
R 5	23,587	4,423	12,090	7,074	2,256	10,058	1,847	2,033	0	39,781	
前年度比	10	△ 40	109	△ 59	△ 1	△ 13	7	41	0	44	
	0.0%	-0.9%	0.9%	-0.8%	0.0%	-0.1%	0.4%	2.1%	-	0.1%	

＜第2表＞ 令和5年度の職種別、団体の種類別対象職員数

職 種	団体の種類								(人)	
	府				大学法人	市	町村	一部事務組合 広域連合・財産区	計	構成 割合
		知事部局等	教育委員会	警察本部						
義務教育学校職員	8,015	0	8,015	0	0	0	0	0	8,015	20.1%
義務教育学校職員 以外の教育職員	4,065	0	4,065	0	2,256	1,031	168	13	7,533	18.9%
警 察 職 員	7,074	0	0	7,074	0	0	0	0	7,074	17.8%
消 防 職 員	0	0	0	0	0	932	91	619	1,642	4.1%
電気・ガス・水道 事 業 職 員	66	66	0	0	0	540	87	0	693	1.7%
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	16	15	0	31	0.1%
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	0	271	17	187	475	1.2%
船 員	29	19	10	0	0	0	0	0	29	0.1%
そ の 他 の 職 員	4,338	4,338	0	0	0	7,268	1,469	1,214	14,289	35.9%
計	23,587	4,423	12,090	7,074	2,256	10,058	1,847	2,033	39,781	100.0%
構成割合	59.3%	11.1%	30.4%	17.8%	5.7%	25.3%	4.6%	5.1%	100.0%	

令和5年度の公務災害は386件、通勤災害は48件となっています

基金京都府支部は、被災職員からの請求に基づき、公務災害又は通勤災害の認定を行います。第3表のとおり、令和5年度に、公務上災害と認定した件数は、386件（対前年比101件増）、通勤災害該当と認定した件数は、48件（対前年比6件減）となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響で控えられていた訓練やイベント等が再開されたことにより、負傷数が増加していると考えられます。特に、警察本部や市町村で大きく増加しています。

公務上又は通勤災害該当と認定された災害（負傷、疾病、障害及び死亡）については、基金京都府支部から、療養補償をはじめとする補償を受けることができます。

<第3表> 公務災害・通勤災害認定件数

災害の種類	年度	団体の種類								(件)
		府				大学法人	市	町村	一部事務組合 広域連合・財産区	計
			知事部局等	教育委員会	警察本部					
公務災害	R 4	195	21	101	73	8	52	15	15	285
	R 5	270	17	91	162	10	79	9	18	386
通勤災害	R 4	31	6	14	11	4	15	2	2	54
	R 5	28	10	11	7	3	10	4	3	48
合 計	R 4	226	27	115	84	12	67	17	17	339
	R 5	298	27	102	169	13	89	13	21	434
	対前年比	72	0	△ 13	85	1	22	△ 4	4	95
	増減率	31.9%	0.0%	-11.3%	101.2%	8.3%	32.8%	-23.5%	23.5%	28.0%

※ 公務外認定、通勤災害非該当認定は除く

不服申立て制度として、基金京都府支部審査会が設置されています

基金京都府支部が行う公務上外の認定等の処分に対し不服がある場合は、処分があったことを知った翌日から起算して3ヵ月以内に基金京都府支部審査会に審査請求をすることができます。

支部審査会は、学識経験者3名（行政経験者、医師、弁護士）で構成されており、法に基づき、支部から独立して、支部の行った処分の審査、裁決を行います。また、審理に際して意見を述べることができる参与4名が指名されています。

令和5年度の基金京都府支部審査会の審査等状況は以下のとおりです。

前年度からの 繰越案件	令和5年度			次年度への 繰越案件	審 査 会 開催回数
	受理	裁決	取下げ		
7 件	1 件	5 件	0 件	3 件	11 回

地方公共団体は、所属職員1人につき約11,422円の負担金を支出しています

基金京都府支部への負担金は、職員の給与の総額に、職種ごとに定められた「負担金率」を乗じて算出します。

昨今の職員削減や給与水準の引下げ等により職員の給与総額が減少してきたことに伴い、支部への負担金も平成10年度をピークに減少傾向が続いていました。

しかしながら、平成21年度の負担金率の引上げ及び平成22年度からのメリット制の適用により、第1図のとおり増加し、以後、負担金率やメリット率の変更により若干の増減はあるものの、概ね横ばいとなっています。

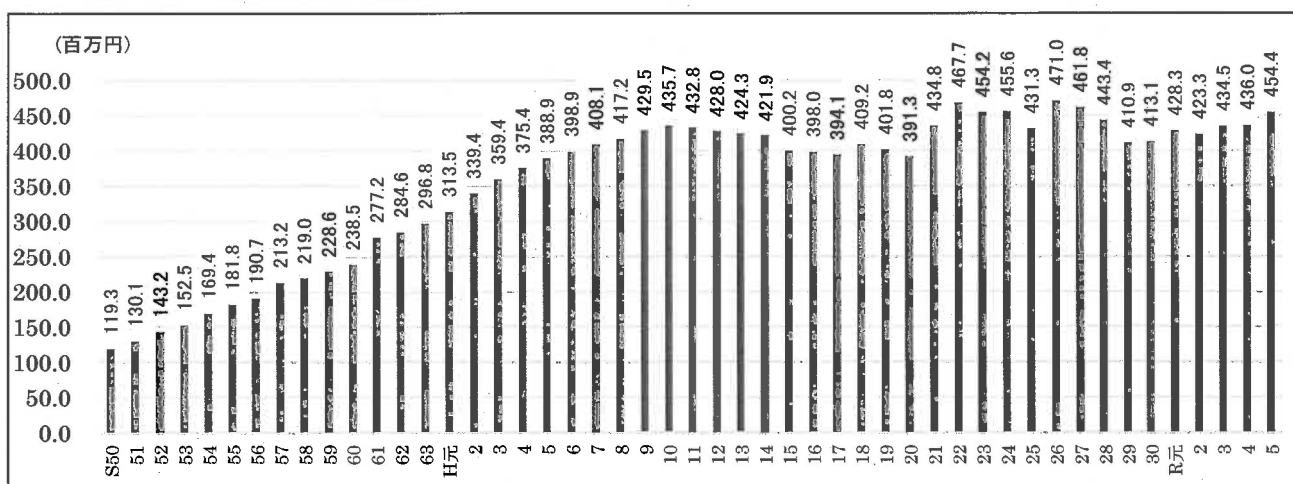
地方公務員災害補償制度は、民間の労働者災害保険制度（労災）と同様に、その経費の全額が、使用者としての地方公共団体からの負担金等（即ち税金）によって運営されており、地方公共団体は、所属職員1人につき、平均で約11,435円の負担金を支出していることになります。

＜第4表＞ 令和5年度の職種別、団体の種類別負担金額

職 種	団体の種類 (円)							
	府	知事部局等	教育委員会	警察本部	大学法人	市	町村	一部事務組合 広域連合・財産区
義務教育学校職員	40,159,268	0	40,159,268	0	0	0	0	0
義務教育学校職員 以外の教育職員	34,835,315	0	34,835,315	0	18,406,469	6,796,422	1,094,579	31,937
警 察 職 員	212,705,447	0	0	212,705,447	0	0	0	0
消 防 職 員	0	0	0	0	0	15,374,033	1,482,061	9,403,263
電気・ガス・水道 事 業 職 員	611,312	611,312	0	0	0	5,648,198	854,381	0
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	125,408	108,462	0
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	0	7,536,261	412,331	4,400,996
船 員	640,986	434,798	206,188	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員	27,263,652	27,263,652	0	0	0	48,754,763	8,862,714	8,877,833
計	316,215,980	28,309,762	75,200,771	212,705,447	18,406,469	84,235,085	12,814,528	22,714,029
(参考) 前年度計	300,278,671	27,242,579	71,360,447	201,675,645	18,283,722	82,724,887	12,684,058	22,062,113

※ 確定負担金払込団体ごとに計上

(第1図 確定負担金の推移)



収支率（給付費／負担金）は前年度から減少し、91.7%となっています

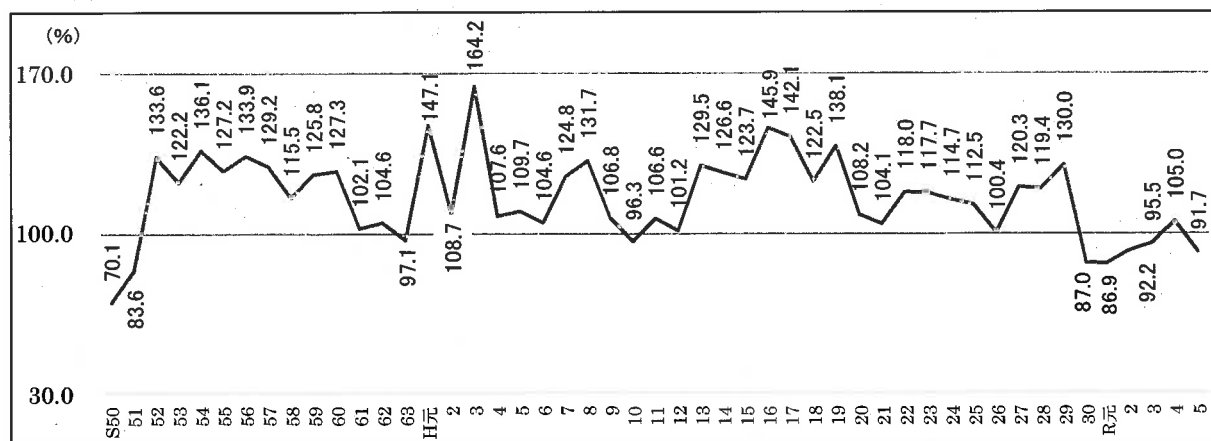
公務上の災害又は通勤災害該当の災害と認定された被災職員等に対し給付された、令和5年度の補償及び福祉事業の給付費の総額は、第5表のとおり、416,580千円となっており、令和4年度に比べ、41,187千円の減少となりました。

また、令和5年度の基金京都府支部の収支率は、前年度の105.0%から13.3ポイント減少して91.7%となり、昨年度から改善し100%を下回りました。災害防止に努めるとともに死亡・重傷事案を抑制することで、引き続き収支率の改善にご協力をお願いします。

＜第5表＞ 公務災害・通勤災害に係る補償、福祉事業の金額

災害の種類	給付費の種別	年度	団体の種類 (円)				
			府	市	町村	一部事務組合等	計
公務災害	補償	R 4	158,457,319	45,944,477	17,018,951	3,788,297	225,209,044
		R 5	205,797,987	56,689,781	13,632,708	17,621,136	293,741,612
	福祉事業	R 4	94,138,863	26,918,555	2,670,383	900,741	124,628,542
		R 5	23,952,186	12,931,328	2,650,708	709,300	40,243,522
	計	R 4	252,596,182	72,863,032	19,689,334	4,689,038	349,837,586
		R 5	229,750,173	69,621,109	16,283,416	18,330,436	333,985,134
通勤災害	補償	R 4	51,735,548	36,627,955	3,686,439	3,968,856	96,018,798
		R 5	40,139,954	14,217,021	6,252,504	3,144,714	63,754,193
	福祉事業	R 4	9,333,024	1,034,449	718,883	824,600	11,910,956
		R 5	16,007,077	1,045,299	723,650	1,064,600	18,840,626
	計	R 4	61,068,572	37,662,404	4,405,322	4,793,456	107,929,754
		R 5	56,147,031	15,262,320	6,976,154	4,209,314	82,594,819
合 計	補償	R 4	210,192,867	82,572,432	20,705,390	7,757,153	321,227,842
		R 5	245,937,941	70,906,802	19,885,212	20,765,850	357,495,805
	福祉事業	R 4	103,471,887	27,953,004	3,389,266	1,725,341	136,539,498
		R 5	39,959,263	13,976,627	3,374,358	1,773,900	59,084,148
	計	R 4	313,664,754	110,525,436	24,094,656	9,482,494	457,767,340
		R 5	285,897,204	84,883,429	23,259,570	22,539,750	416,579,953
	対前年比		△ 27,767,550	△ 25,642,007	△ 835,086	13,057,256	△ 41,187,387
	増減率		-8.9%	-23.2%	-3.5%	137.7%	-9.0%

(第2図 収支率の推移)



※ 収支率 = 給付費 (=補償+福祉事業) ÷ 負担金

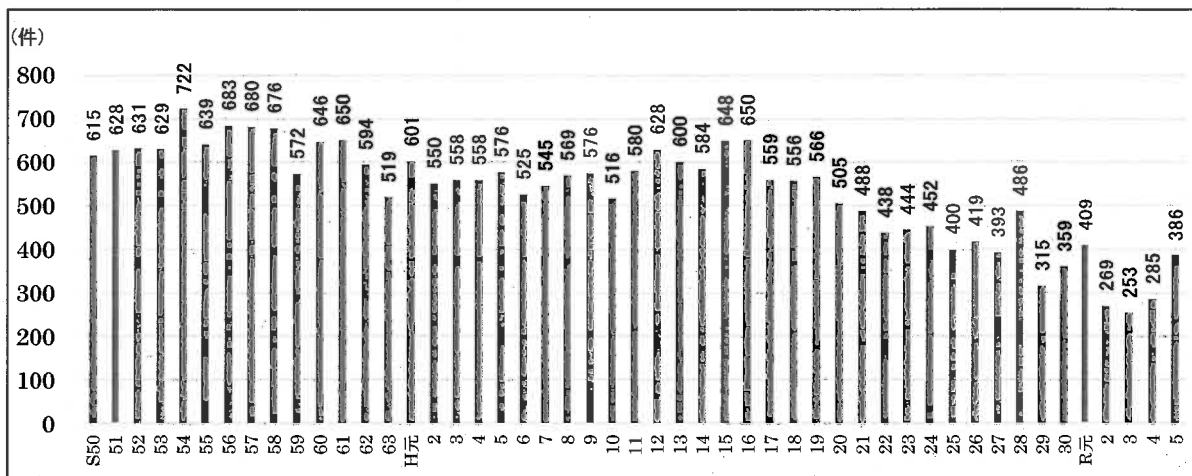
2 公務災害の状況

令和5年度の公務上災害の認定件数は386件です

公務上災害の認定件数の推移は、第3図のとおりであり、令和5年度は386件となっています。昭和55年以降は概ね年間600件程度で推移していましたが、近年は300件から400件程度となっています。

令和5年度の認定件数は前年度に比べ、警察職員で89件増加するなど、昨年度に引き続き大幅な増加となりました。令和6年度以降、引き続き訓練やイベント等が再開される中で増加することが懸念されますので、それぞれの職務の特性に応じた公務災害防止に努めましょう。

(第3図 公務上災害認定件数の推移)



死亡事案の根絶を目指して！

令和5年度の死亡事案の認定件数は0件です

令和5年度は0件でしたが、令和2年度から令和3年度にかけて2年連続で死亡事案が発生しています。うち1件は、高所作業中の転落事故によるものです。これまでから同様の負傷事案はたびたび発生しておりますが、不幸にも死亡に至ったものです。

いまだに、イス・机やロッカーなどを踏み台にして転落する事案が後を絶ちません。また、転落による被災の多くは、ヘルメットや安全帯を着用していないなど安全確保が不十分な状態であり、死亡していてもおかしくなかったものです。

今一度、各職場における作業実態を確認いただき、ヒヤリハットを無視することなく、法令に定められている以上の安全対策を徹底してください。

<第6表> 最近10年間の死亡事案原因内訳

死亡原因	件数	教育職員	警察職員	その他
交通事故	2	2	0	0
その他	5	2	1	2
計	7	4	1	2

※ いずれも公務上に認定されたもの
(通勤該当を含まない)

年間平均で、職員1,000人あたり9.7人が被災しています

特に、警察職員は増加傾向にあります

団体別（府は任命権者別）の認定件数及び認定千人比は、第7表及び第8表のとおりです。
警察本部の認定千人比が前年度に比べ大幅に増加しています。

＜第7表＞ 令和5年度の公務上災害職種別、団体別認定件数

職 種	団体の種類					(件)
	府				市町村等	計
		知事部局等	教育委員会	警察本部		
義務教育学校職員	56	0	56	0	0	56
義務教育学校職員 以外の教育職員	35	0	35	0	18	53
警 察 職 員	162	0	0	162	0	162
消 防 職 員	0	0	0	0	7	7
電気・ガス・水道 事 業 職 員	0	0	0	0	1	1
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	9	9
船 員	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員	17	17	0	0	81	98
計	270	17	91	162	116	386

＜第8表＞ 年度別、団体別公務上災害認定件数及び千人比

年 度		団体の種類					(件)
		府				市町村等	計
			知事部局等	教育委員会	警察本部		
平30	認定件数	231	21	79	131	128	359
		64.3%	5.8%	22.0%	36.5%	35.7%	100.0%
	千人比	9.7	4.7	6.5	18.4	8.1	9.1
令 1	認定件数	291	26	108	157	118	409
		71.1%	6.4%	26.4%	38.4%	28.9%	100.0%
	千人比	12.3	5.9	8.9	22.1	7.4	10.3
令 2	認定件数	170	19	85	66	99	269
		63.2%	7.1%	31.6%	24.5%	36.8%	100.0%
	千人比	7.2	4.3	7.0	9.3	6.2	6.8
令 3	認定件数	148	21	86	41	105	253
		58.5%	8.3%	34.0%	16.2%	41.5%	100.0%
	千人比	6.3	4.7	7.2	5.7	6.5	6.4
令 4	認定件数	195	21	101	73	90	285
		68.4%	7.4%	35.4%	25.6%	31.6%	100.0%
	千人比	8.3	4.7	8.4	10.2	5.6	7.2
令 5	認定件数	270	17	91	162	116	386
		94.7%	6.0%	31.9%	56.8%	40.7%	135.4%
	千人比	11.5	3.8	7.6	22.7	7.2	9.7

※ 職員数については、確定負担金払込職員数による

警察職員が、全国と比べて特に高い認定比率となっています

基金京都府支部における職種別の認定千人比を全国状況と比較すると、第9表及び第4図のとおり、大半の職種について全国平均より下回る比率となっています。令和5年度については、警察職員が全国と比べて高い比率となりました。

令和元年度以降の推移をみると、義務教育学校職員の認定千人比が増加を続けているほか、警察職員も増加傾向にあります。

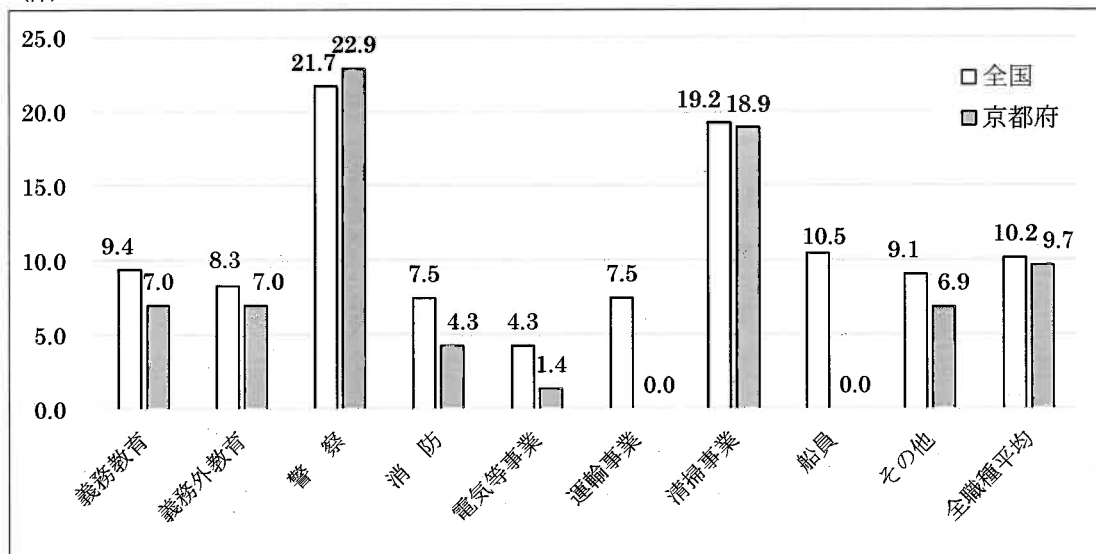
＜第9表＞ 年度別、職種別公務上災害認定千人比

(件)

職種	年度					全 国
	令 1	令 2	令 3	令 4	令 5	令 5
義務教育学校職員	6.3	6.0	6.7	6.8	7.0	9.4
義務教育学校職員 以外の教育職員	7.7	6.2	5.7	8.0	7.0	8.3
警 察 職 員	22.1	9.3	5.7	10.2	22.9	21.7
消 防 職 員	12.5	6.8	9.2	8.6	4.3	7.5
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	5.3	9.6	0.0	4.3	1.4	4.3
運 輸 事 業 職 員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.5
清 掃 事 業 職 員	18.1	24.7	19.5	6.5	18.9	19.2
船 員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5
そ の 他 の 職 員	7.9	5.6	6.5	5.4	6.9	9.1
全 職 種 平 均	10.3	6.8	6.4	7.2	9.7	10.2

(第4図 職種別公務上災害認定の千人比全国比較)

(件)



負傷の大半は、通常の職務遂行中に発生しています

令和5年度の公務上災害認定事案を災害発生時の態様別にみると、第10表及び第5図のとおりに、警察職員を除き、どの職種においても通常の職務遂行中の負傷が多数を占め、計205件となっています。

公務災害は、必ずしも特殊な状況、特殊な環境で発生するものではなく、日常の職務環境を注意深く観察（危険予知）し行動する（事前回避）ことで、事故、負傷の発生を防ぐことができます。

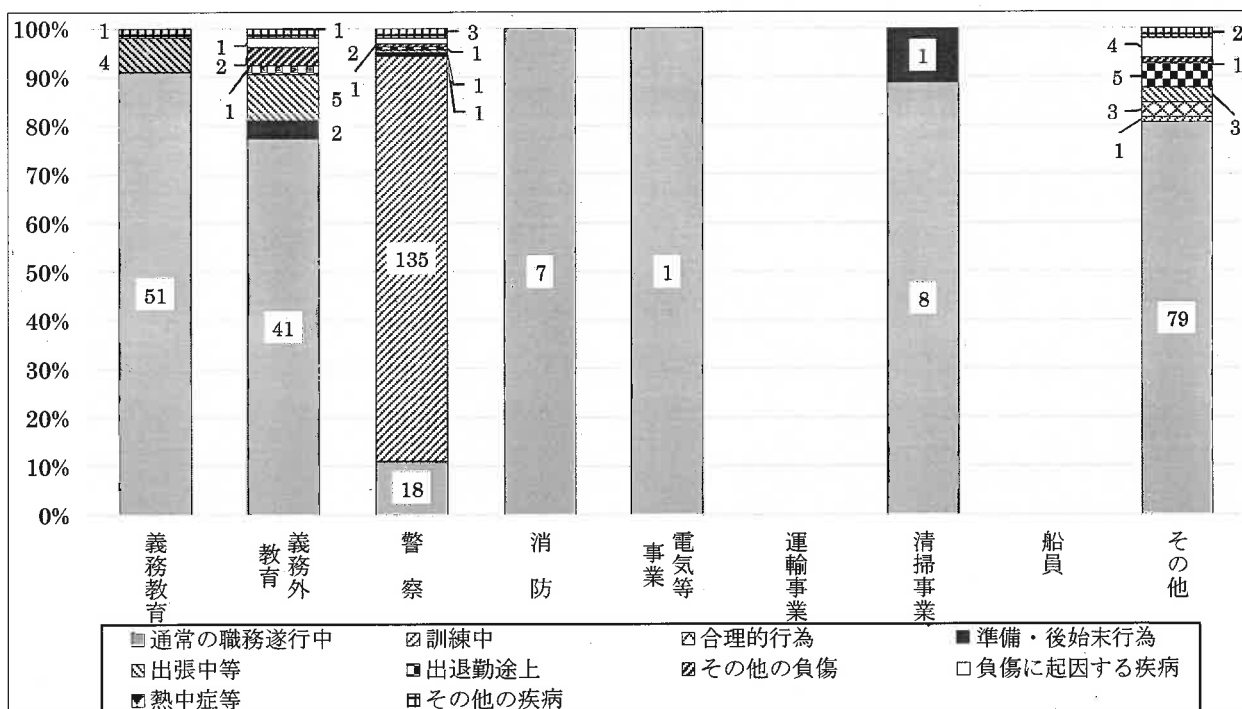
このほか、特徴的な傾向として、警察職員の訓練中の負傷が多く発生しています。災害発生様態について職種ごとの特徴を踏まえ、具体的な災害防止策を講じることが必要です。

＜第10表＞ 令和5年度の公務上災害 職種別、態様別認定件数

(件)

職種		負 傷 の 場 合										疾 病 の 場 合				計	うち 死亡	
		通常の職務遂行中	臨時の職務遂行中 訓練中	訓練以外	合理的行為	準備行為又は後始末行為	出張中等	出退勤途上	レクリエーション参加中	設備の不完全等	その他	小計	負傷に起因する疾病	熱中症等	その他			小計
義務教育学校職員		51					4				55			1	1	56	0	
義務教育学校職員以外の教育職員		41				2	5	1		2	51	1		1	2	53	0	
警 察 職 員		18	135	1		1	1	1			157	2		3	5	162	0	
消 防 職 員		7									7				0	7	0	
電気・ガス・水道事業職員		1									1				0	1	0	
運輸事業職員											0				0	0	0	
清掃事業職員		8				1					9				0	9	0	
船 員											0				0	0	0	
そ の 他 の 職 員		79	1	1	3		3	5			92	4		2	6	98	0	
計		205	136	2	3	4	13	7	0	0	2	372	7	0	7	14	386	0
構成割合（％）		55.1	36.6	0.5	0.8	1.1	3.5	1.9	0.0	0.0	0.5	96.4	50.0	0.0	50.0	3.6	100.0	0.0
参考 R3年度	件 数	195	39	6	3	6	6	9	0	0	0	264	4	6	11	21	285	0
	構成割合（％）	73.9	14.8	2.3	1.1	2.3	2.3	3.4	0.0	0.0	0.0	92.6	19.0	28.6	52.4	7.4	100.0	0.0

(第5図 令和5年度の公務上災害態様別認定状況)



被災職員自身の不注意による負傷が全体の5割程度を占めています

慣れ、注意散漫、確認不足、手順の省略は、事故につながります

令和5年度の公務上災害認定事案を災害発生の原因別にみると、第11表及び第6図のとおり、不注意が193件と全体の5割程度を占めており、その他174件についても、教育職員の生徒・児童指導中や体育・部活指導中の負傷、警察職員の訓練中の負傷、医療関係者の患者対応中の負傷などですが、準備不足や不注意などが含まれている事案も少なくありません。

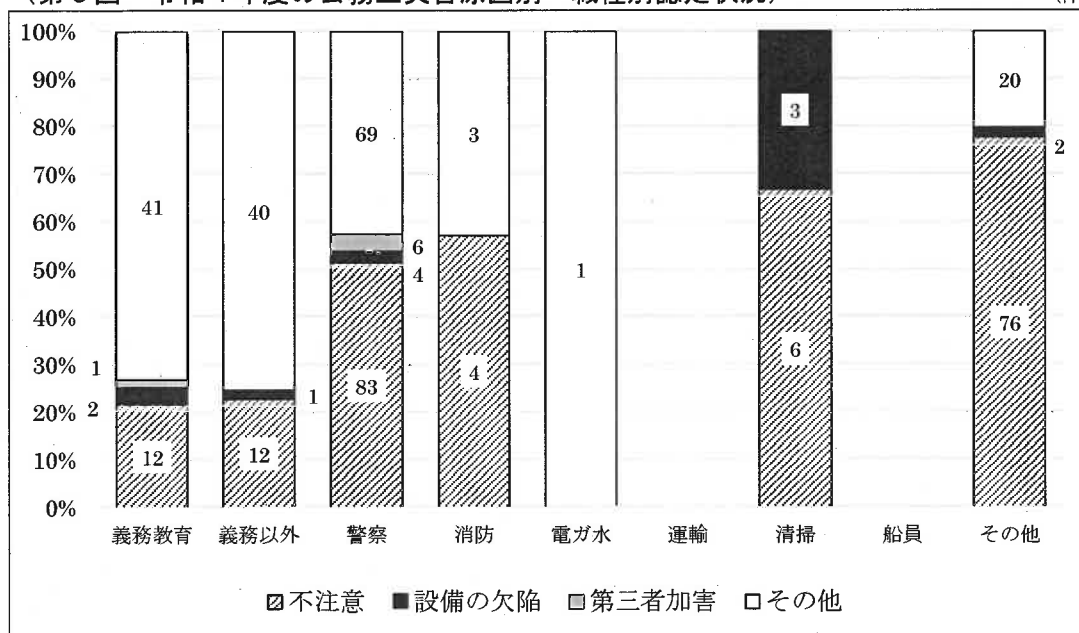
また、第三者加害行為の中には被災職員の過失割合の高い事故等も含まれ、少しの注意でかなりの災害を未然に防止できるものと考えられます。

＜第11表＞ 令和5年度の公務上災害原因別・職種別認定件数

原因	構成割合	職種別内訳									(件)
		義務教育 学校職員	義務教育 学校職員 以外の教 育職員	警察職員	消防職員	電気・ ガス・ 水道事業	運輸事業	清掃事業	船員	その他の 職員	
不注意	50.0%	12	12	83	4	0	0	6	0	76	193
設備の 陥	3.1%	2	1	4	0	0	0	3	0	2	12
第三 加害	1.8%	1	0	6	0	0	0	0	0	0	7
その他	45.1%	41	40	69	3	1	0	0	0	20	174
計	100.0%	56	53	162	7	1	0	9	0	98	386

(第6図 令和4年度の公務上災害原因別・職種別認定状況)

(件・%)



警察職員では若年層、知事部局等ではベテラン層に被災が集中しています

令和5年度の公務上災害認定事案を被災時の年齢別にみると、第12表及び第7図のとおり、全体では若年層になるほど被災数がやや多くなる傾向にあります。

団体の種類別での特徴としては、警察職員で20歳代に被災が集中していることがわかります。これは、警察職員の訓練が若年者を中心に行われているほか、業務に不慣れなこと等による影響が大きいと考えられ、該当する職種・年齢層にある職員には、より一層の注意が求められます。

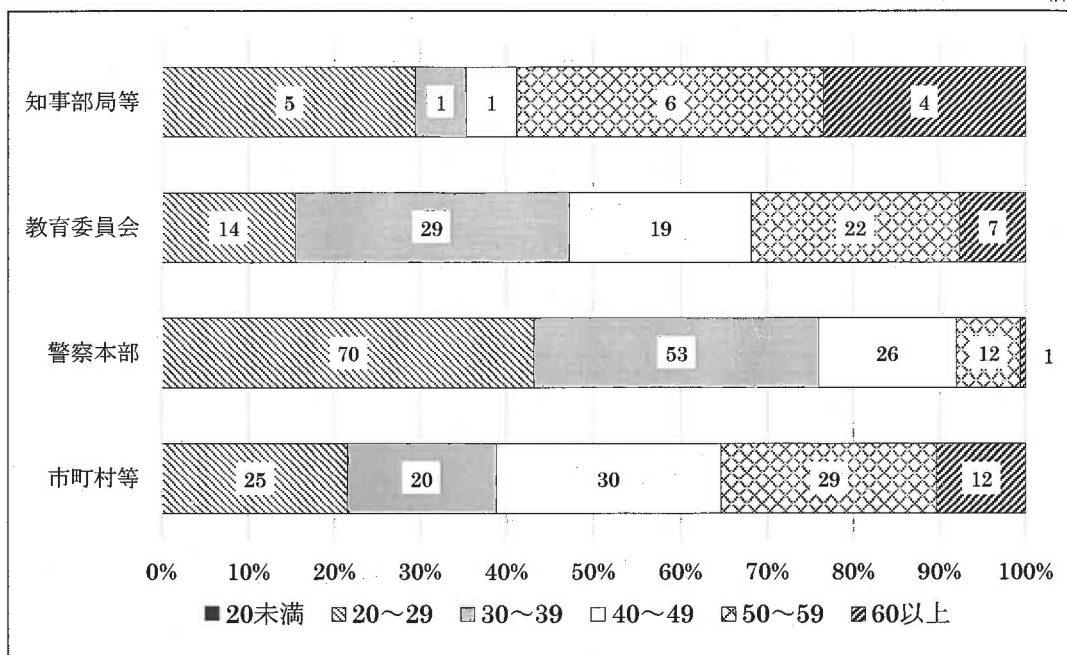
また、知事部局等では50歳代の被災が最多となっています。全体では、再任用職員の増加等に伴い60歳以上の被災も発生しており、慣れによる不注意や年齢的要素による体力低下、基礎疾患等にも留意して業務にあたる必要があります。

<第12表> 令和5年度の団体別、年齢別公務上災害認定件数

年 齢	構成割合	団体の種類				(件)	
		府				市町村等	計
			知事部局等	教育委員会	警察本部		
20未満	0.0%	0	0	0	0	0	0
20～29	29.5%	89	5	14	70	25	114
30～39	26.7%	83	1	29	53	20	103
40～49	19.7%	46	1	19	26	30	76
50～59	17.9%	40	6	22	12	29	69
60以上	6.2%	12	4	7	1	12	24
計	100.0%	270	17	91	162	116	386

(第7図 令和4年度の団体別、年齢別公務上災害認定状況 (構成比))

(件・%)



知事部局等では、約2件に1件が「不注意」による被災です

令和5年度の知事部局等職員の公務上災害認定件数は17件で昨年度から4件減少し、その半数以上が不注意によるものです。床面に障害物となるものを置かないなど、環境面で事故防止を図ることはもとより、慣れた作業であっても十分な安全確認を行うようにしてください。

部局別では、健康福祉部が8件（うち6件は病院）で最も多く、次いで農林水産部が5件となっています。公務災害が多発する所属に偏りがみられるほか、ハチ刺されなども発生していますので、業務の特性に応じた防止策を検討しましょう。

教育委員会では、作業中や移動中の負傷が多発しています

イスや机、ロッカーなどを踏み台にしないで！

令和5年度の教育職員（府教育委員会）の公務上災害認定件数は91件で、昨年度に比べ10件減少しています。

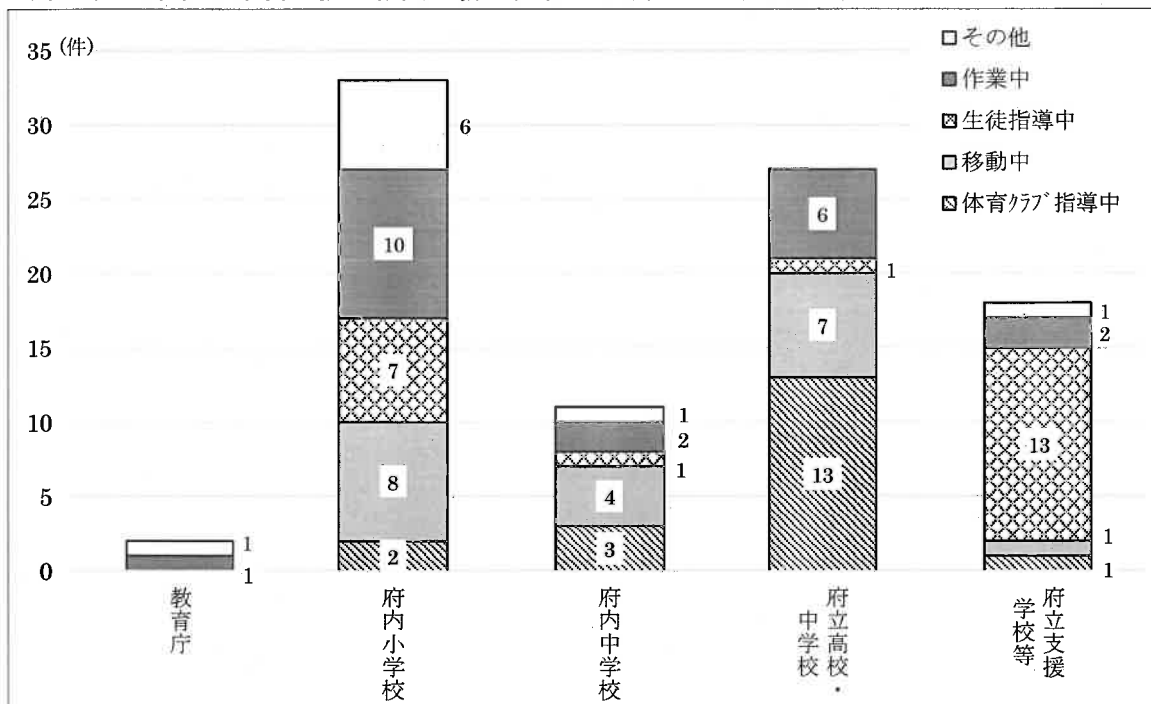
災害発生の内訳を学校別にみると、府内小学校33件、府内中学校11件、府立高等学校・中学校27件、府立支援学校等18件となっています。前年度と比べると、府内小学校が27件から6件増加しています。

態様別にみると、生徒指導中の災害が22件で最も多く、次いで作業中21件、移動中20件、体育・クラブ指導中19件となっています。

各災害態様がほぼ同数起こっており、そのほとんどが被災職員自身の注意や十分な準備運動で防げたものと考えられますので、引き続き事故防止に努めてください。

教育委員会では、未だに椅子等を踏み台に作業をして転落する事案が発生しています。死亡事故につながる危険な行為であることを全職員が認識するよう具体的な対策を講じてください。施設の瑕疵によると考えられる事案も発生していますので、各所属においてヒヤリハットを把握し、先手先手で対策を講じることで公務災害防止に努めましょう。

（第8図 令和5年度の教育職員公務上災害 所属校別、被災様態別 内訳）



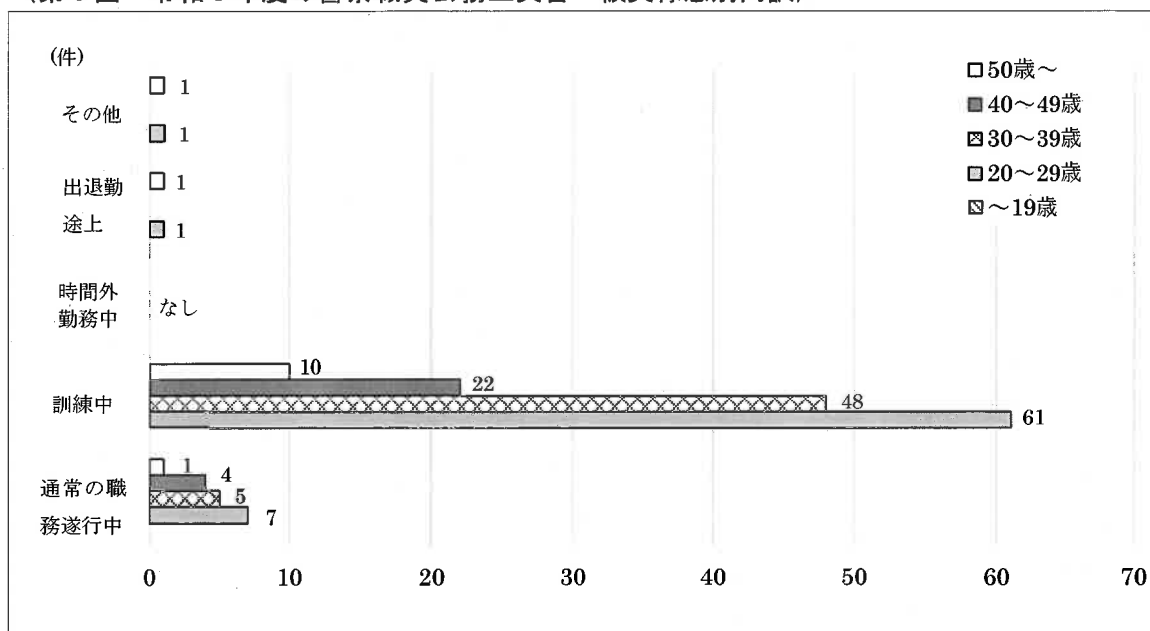
警察職員では、被災件数が倍増しています！

若手の職務中・訓練中の被災に、特に注意してください

令和5年度の警察職員の公務上災害認定件数は162件で、昨年度の73件から89件と大幅に増加しました。

様態別認定件数の年齢構成をみると、通常の職務遂行中・訓練中いずれの被災も39歳以下が7割以上を占めています。年代により被災様態に偏りがあることを踏まえて再発防止策を講じるよう努めてください。

(第9図 令和5年度の警察職員公務上災害 被災様態別内訳)



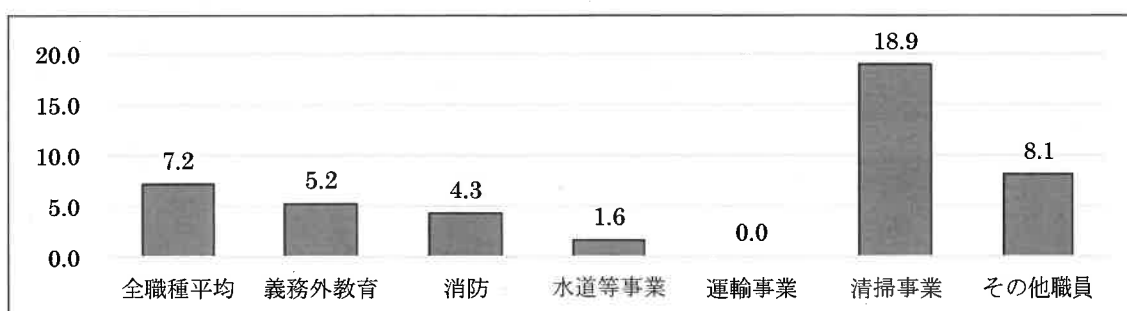
市町村等職員（一部事務組合、財産区含む）では、不注意による被災が多発しています

令和5年度の市町村等職員（一部事務組合、財産区等を含む）の公務上災害の認定件数は116件で、職種別にみると、その他の職員が81件と最も多く、次いで義務教育学校職員以外の教育職員18件、清掃事業職員9件、消防職員7件、電気・ガス・水道事業職員1件となっています。

全体のうち33件が「その他の一般事務関係職」の被災ですが、6割以上が、荷物に躓いたり階段を踏み外したりするなど不注意に起因するものです。次いで、全体のうち31件が「看護師」及び「その他の医療技術者」ですが、確認不足による針刺しや転倒など被災職員自身の不注意で発生したものが多数見受けられます。

職種別公務上災害認定千人比では、清掃事業職員の発生率が高くなっています。

(第10図 市町村等職員（一部事務組合、財産区含む）の職種別公務上災害認定 千人比)



3 公務災害補償等支給状況

公務災害補償の総額は、約2億9400万円(前年度比 約6900万円増)です

令和5年度の補償の件数(同一災害について同一人に支払われたものは、1件とみる。)及び補償額をみると、第13表のとおり、491件293,742千円で、前年度に比べて、件数は134件の増加、金額では68,533千円の増加となっています。

＜第13表＞ 公務災害に係る補償件数及び金額

年度	補 償 区 分 (件、円)									
	療養補償		障害補償 年金・一時金		遺族補償 年金・一時金		その他の補償		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令1	416	140,091,857	21	42,506,257	32	85,557,190	2	1,144,224	471	269,299,528
令2	362	125,415,330	21	41,416,620	33	84,583,045	2	4,232,760	418	255,647,755
令3	363	96,419,781	18	39,040,694	34	88,903,837	3	2,359,440	418	226,723,752
令4	294	59,554,669	25	63,573,160	36	100,312,595	2	1,768,620	357	225,209,044
令5	437	161,202,586	21	52,680,397	32	79,009,639	1	848,990	491	293,741,612
対前年比	143	101,647,917	△4	△10,892,763	△4	△21,302,956	△1	△919,630	134	68,532,568

令和5年度の補償の種類別件数及び金額等は、第14表及び第11図のとおり、療養補償が437件と補償件数の9割近くを占め、補償額でも161,203千円と全体の半分以上を占めています。また、遺族補償年金・一時金が32件79,010千円、障害補償年金・一時金が21件52,680千円となっています。前年度と比較すると、障害補償及び遺族補償については件数及び金額のいずれも減少した一方で、療養補償についてはいずれも増加しています。

公務災害補償は、療養補償並びに障害補償及び遺族補償の年金等を補償の根幹としていますが、「療養補償」が災害発生の度に医療機関等へ療養費を支払うものとして公務災害認定の動向に連動しているのに対し、「障害補償年金」及び「遺族補償年金」は過去に被災した職員又は遺族に対し定期的に年金を支給するもので固定的性質があります。全補償額に占める年金の割合は、令和5年度で4割以上を占めています。

また、1件あたりの補償額では、遺族補償が2,469千円、障害補償が2,509千円、療養補償が369千円となっています。

職種別にみると、補償総額では、警察職員が一番多く126,522千円と約4割を占め、次いでその他職員の49,107千円となっています。補償件数では、警察職員が最多の170件、次いでその他の職員の129件となっています。

解 説

主な補償の種類と内容

療養補償：傷病が治ゆ（症状固定）するまでの間、診察や薬剤の支給など必要な療養を行うための費用を支給する。

障害補償：傷病が治ゆ（症状固定）した後に、障害等級表（第1級～第14級）に定める障害が残存した場合に、第7級以上の場合は年金を、第8級以下の場合は一時金を支給する。

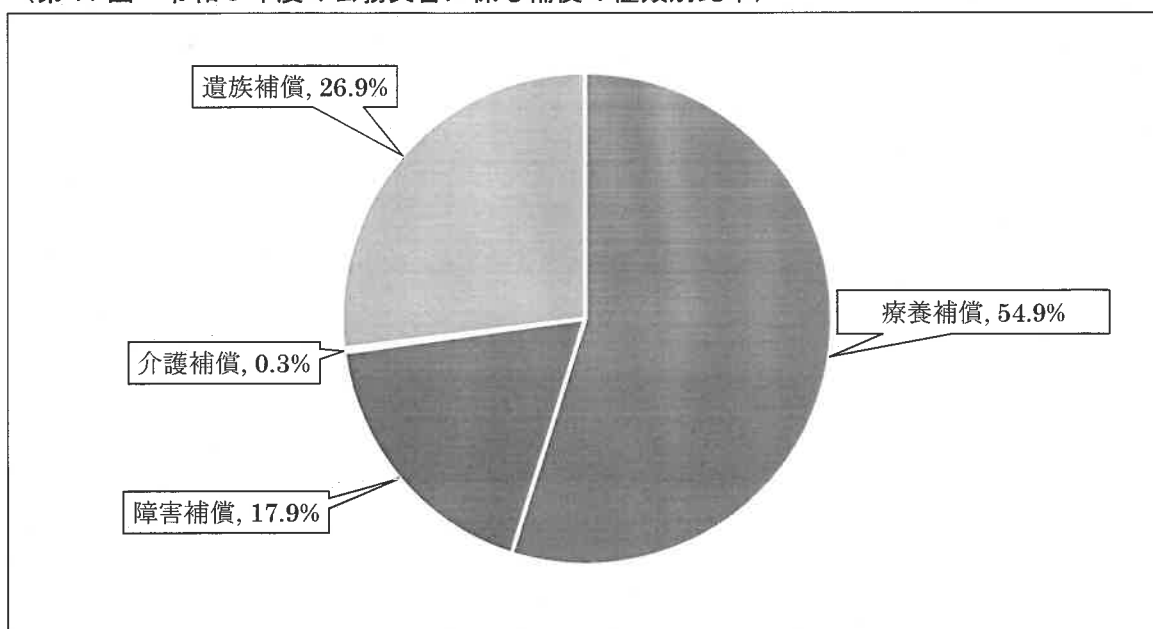
遺族補償：公務又は通勤により死亡した職員の遺族（生計維持関係のある特定の親族）に年金を支給する。

<第14表> 令和5年度の公務災害に係る補償の種類別、職種別件数及び金額

職 種	補 償 区 分											(件、円)
	療養補償		休業補償		傷病補償年金		障害補償					
							年金		一時金		小計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
義務教育学校職員	75	30,370,281	0	0	0	0	3	6,784,000	0	0	3	6,784,000
義務教育学校職員 以外の教育職員	66	16,992,035	0	0	0	0	2	2,685,500	1	4,896,930	3	7,582,430
警 察 職 員	150	75,956,607	0	0	0	0	5	12,276,766	0	0	5	12,276,766
消 防 職 員	17	6,123,936	0	0	0	0	3	6,729,000	1	1,823,471	4	8,552,471
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1	33,940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	9	8,128,937	0	0	0	0	2	4,321,000	0	0	2	4,321,000
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員	119	23,596,850	0	0	0	0	3	7,741,733	1	5,421,997	4	13,163,730
計	437	161,202,586	0	0	0	0	18	40,537,999	3	12,142,398	21	52,680,397
構成割合	54.9%		0.0%		0.0%		13.8%		4.1%		17.9%	

職 種	補 償 区 分 (件、円)											
	介護補償		遺族補償						葬祭補償		計	
			年金		一時金		小計					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
義務教育学校職員	0	0	1	2,303,916	0	0	1	2,303,916	0	0	79	39,458,197
義務教育学校職員 以外の教育職員	0	0	7	15,950,181	0	0	7	15,950,181	0	0	76	40,524,646
警 察 職 員	0	0	15	38,288,628	0	0	15	38,288,628	0	0	170	126,522,001
消 防 職 員	0	0	2	6,106,866	0	0	2	6,106,866	0	0	23	20,783,273
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	0	0	2	4,863,016	0	0	2	4,863,016	0	0	3	4,896,956
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	12,449,937
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員	1	848,990	5	11,497,032	0	0	5	11,497,032	0	0	129	49,106,602
計	1	848,990	32	79,009,639	0	0	32	79,009,639	0	0	491	293,741,612
構成割合	0.3%		26.9%		0.0%		26.9%		0.0%		100.0%	

(第11図 令和5年度の公務災害に係る補償の種類別比率)



教育職員、警察職員、清掃事業職員で重傷者の割合が高い傾向

最も件数が多く、通常、すべての被災職員に対して支給することとなる療養補償について、職種別に分析したものが第15表です。傷病の軽重の程度は、1件当たりの療養補償費から推定することができますが、これを職種別にみると、清掃事業職員が903千円、警察職員が506千円、義務教育学校職員が405千円と、他の職種に比べて重傷の傷病者が多く発生する傾向にあります。

また、構成人員1人当たりの療養補償費を職種別にみた場合、最も高いのが清掃事業職員で職員1人当たり17.1千円、次いで警察職員で職員1人当たり10.7千円となっており、特に警察職員が発生率及び重傷度の高い職種であることがわかります。

さらに、療養補償費を負担金で除したものを療養補償収支率といますが、この数値が高いほど、負担金に占める療養補償の割合が高く、補償の収支を逼迫させる原因となっていることになり、メリット制における増減率悪化の可能性が高いことを示しています（メリット制は平成22年度から都道府県・政令市等に導入）。

療養補償収支率を職種別にみると、義務教育学校職員が75.6%と他の職種と比べて非常に高くなっており、次いで清掃事業職員が65.8%と高く、公務災害発生の防止等の対策が課題となっています。

<第15表> 令和5年度の職種別療養補償金額 及び 療養補償収支率

職 種	区 分 (円)		
	1 件 当 た り 療 養 補 償	構 成 人 員 1 人 当 た り 療 養 補 償	療 養 補 償 収 支 率
義務教育学校職員	404,937	3,789	75.6%
義務教育学校職員 以外の教育職員	257,455	2,256	27.8%
警 察 職 員	506,377	10,737	35.7%
消 防 職 員	360,232	3,730	23.3%
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	33,940	49	0.5%
運 輸 事 業 職 員	0	0	0.0%
清 掃 事 業 職 員	903,215	17,114	65.8%
船 員	0	0	0.0%
そ の 他 の 職 員	198,293	1,651	25.2%
全職種平均	368,885	4,052	35.5%
令和4年度 全職種平均	202,567	1,499	13.7%

※ 療養補償収支率 = 療養補償費 / 負担金

公務災害の福祉事業の総額は約4000万円です

福祉事業の実施状況は、第16表のとおりであり、令和5年度の給付額は40,244千円でした。福祉事業には、補装具、アフターケアなど、被災職員の円滑な社会復帰を促進するための制度と、特別支給金、特別援護金など障害補償年金や遺族補償年金等に付加して資金を給付する制度があり、大半は年金や一時金等の補償への付加的給付となっています。

<第16表> 年度別公務災害に係る福祉事業の実施状況

区 分	年度										(件、円)	
	令1		令2		令3		令4		令5			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
外科後処置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補装具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフターケア	1	455,006	2	788,308	2	735,080	2	764,550	3	489,213		
休業援護金	1	111,848	0	0	0	0	0	0	0	0		
奨学援護金	1	216,000	1	216,000	2	342,000	3	1,286,000	3	1,146,000		
傷病特別支給金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
障害特別年金	1	1,590,000	0	0	0	0	2	6,000,000	0	0		
支給金一時金	4	810,000	4	320,000	5	1,340,000	7	1,530,000	4	1,570,000		
遺族特別年金	0	0	0	0	2	6,000,000	1	3,000,000	0	0		
支給金一時金	0	0	0	0	0	0	1	3,000,000	0	0		
障害特別年金	1	4,850,000	0	0	0	0	2	29,200,000	0	0		
援護金一時金	4	4,200,000	4	1,800,000	5	6,800,000	7	7,850,000	4	7,850,000		
遺族特別年金	0	0	0	0	2	37,200,000	1	18,600,000	0	0		
援護金一時金	0	0	0	0	0	0	1	18,600,000	0	0		
傷病特別給付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
障害特別年金	18	9,030,874	18	7,842,432	18	7,727,923	19	9,974,980	19	8,690,930		
給付金一時金	4	1,220,822	4	592,489	5	2,789,014	7	3,497,651	4	3,564,240		
遺族特別年金	33	17,753,261	34	17,561,725	35	18,905,974	36	18,419,561	33	16,933,139		
給付金一時金	0	0	0	0	0	0	1	2,905,800	0	0		
計	68	40,237,811	67	29,120,954	76	81,839,991	90	124,628,542	70	40,243,522		

解 説

福祉事業とは？

基金は、公務災害又は通勤災害を受けた職員等の福祉に関して必要な事業を行うよう努めなければならないこととされています。(地公災法第47条)

福祉事業は、補償による定型的な金銭給付だけでは、必ずしも十分に被災職員等の生活の安定、福祉の維持向上を図り得ないと考えられる場合に基金が行う施策です。

主な福祉事業の概要は以下のとおりとなっていますが、これらは、民間の労働者災害保険制度や国家公務員災害補償制度とほぼ同等の制度となっています。

補装具： 障害等級に該当する職員に義肢、義眼等の補装具を支給する。

アフターケア： 傷病が治癒した職員のうち、一定の障害、特定の傷病を有する者について、診察、検査等の費用を支給する。

特別援護金、特別支給金及び特別給付金：

休業補償、傷病補償、障害補償及び遺族補償の受給者に対し、見舞金、学費の支弁、生活の援護等の趣旨で、補償に加えてそれぞれ一定金額を支給する。

4 通勤災害の状況

令和5年度の通勤災害の認定件数は48件です

通勤災害該当として認定した件数の推移は、第17表及び第12図のとおりであり、令和5年度は48件で昨年度に比べ6件減少しました。

最近の傾向として、自転車や自動二輪（原付含む）での事故が増加しており、これらによる事故は重傷化しやすいことから、事故防止に向けた取組が不可欠です。

通勤災害補償制度は、昭和48年の法改正により公務遂行下でない通勤途中の災害についても補償の対象とされたもので、近年は毎年40件から50件程度で推移しています。

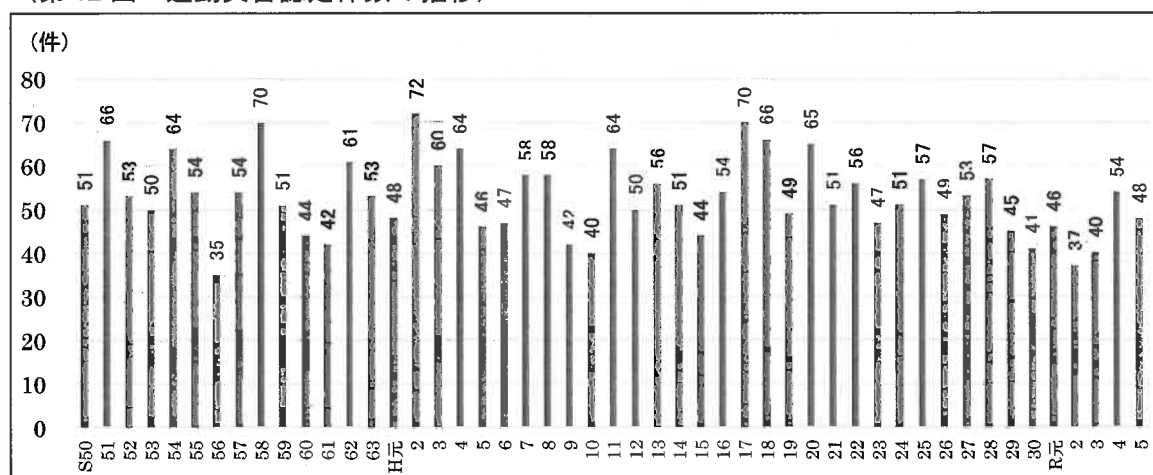
また、令和5年度に認定した通勤災害を職種別にみると、第17表のとおり、その他の職員が26件で半数以上を占めています。また、直近5年間の推移について、義務教育学校職員及び義務教育学校職員以外の教育職員の件数が増加傾向にあります。

＜第17表＞ 年度別、職種別通勤災害認定状況

職 種	年度 (件)						
	令1	令2	令3	令4	令5	構成割合	千人比
義務教育学校職員	3	2	2	10	6	12.5%	1.25
義務教育学校職員 以外の教育職員	3	3	4	9	7	14.6%	1.19
警 察 職 員	11	12	12	11	7	14.6%	1.55
消 防 職 員	2	2	1	0	1	2.1%	0.00
電気・ガス・水道 事 業 職 員	0	1	0	1	0	0.0%	1.44
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0.0%	0.00
清 掃 事 業 職 員	0	1	0	0	1	2.1%	0.00
船 員	0	0	0	0	0	0.0%	0.00
そ の 他 の 職 員	27	16	21	23	26	54.2%	1.61
計	46	37	40	54	48	100.0%	1.36

※ 通勤災害非該当の事案を除く

(第12図 通勤災害認定件数の推移)



バイク(自動二輪・原付)及び自転車運転時の事故が多発しています

通勤災害の態様別認定状況をみると、第18表のとおり、出勤途上の被災が6割を占めています。

災害発生時の通勤手段をみると、バイク・原付利用が14件、自転車利用が12件、徒歩が13件となっています。事故の相手方については、相手方なしの被災が39件であり、8割以上がいわゆる自損事故となっています。

二輪の乗り物(バイクや自転車)は、機動性が高く便利な反面、非常に転倒しやすく、降雨や路面凍結などにより自損事故を起こしやすい乗り物です。また、他の交通手段と比較して事故時に重傷を負う可能性が極めて高い一面もあります。

公共交通機関の利用を基本とし、交通事情等によりバイクや自転車を利用する場合は、交通ルールを遵守した安全な運転を心がけてください。また、路面凍結等により安全な運行ができないことが予想される場合は、他の手段により通勤いただくようお願いします。

なお、相手方がない場合の災害発生状況は、路面状況等によるものが22件であり、そのうち14件が徒歩等によるものです。

＜第18表＞ 通勤災害の態様別認定状況

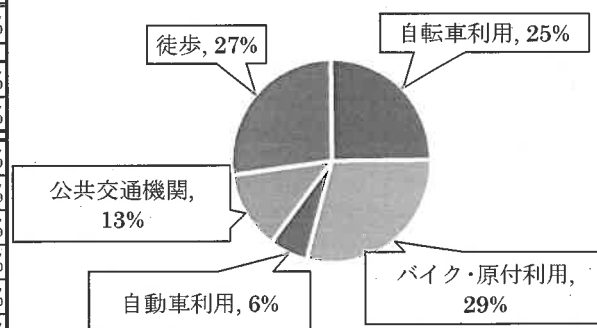
様 態 区 分		年 度 (件)		
		令 4	令 5	構成割合
通勤災害の件数		54	48	100.0%
出退勤別	出勤途上	38	29	60.4%
	退勤途上	16	19	39.6%
事故発生時の通勤方法	徒歩	12	13	27.1%
	自転車利用	15	12	25.0%
	バイク・原付利用	19	14	29.2%
	自動車利用	4	3	6.3%
	公共交通機関	4	6	12.5%
	その他	0	0	0.0%
事故の相手方	歩行者	0	0	0.0%
	自転車	2	0	0.0%
	バイク	0	1	2.1%
	自動車	7	7	14.6%
	公共交通機関	0	0	0.0%
	その他	0	1	2.1%
	相手方なし	45	39	81.3%

(参考) 相手方がない場合の通勤方法と事故原因

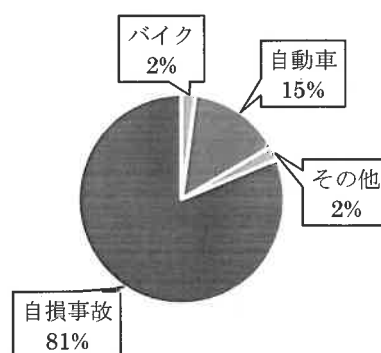
	バイク	自転車	徒歩等
路面状況等による自損	5	3	14
事故回避行動に起因する転倒等	2	6	3
その他(操作ミスや整備不良等)	5	1	0

(第13図) 通勤災害の態様別認定状況

事故時の通勤方法



事故の相手方



冬場の転倒に注意！

寒い時期の徒歩や二輪による転倒事故が相次いでいます。路面は気温3℃以下で凍結するとされていますので、最低気温等を確認し安全な手段で外出しましょう。

リュックなどで常に両手を使える状態にするとともに、なるべく厚手の服を着用することで、万が一転倒した場合でも大怪我につながりにくくなります。

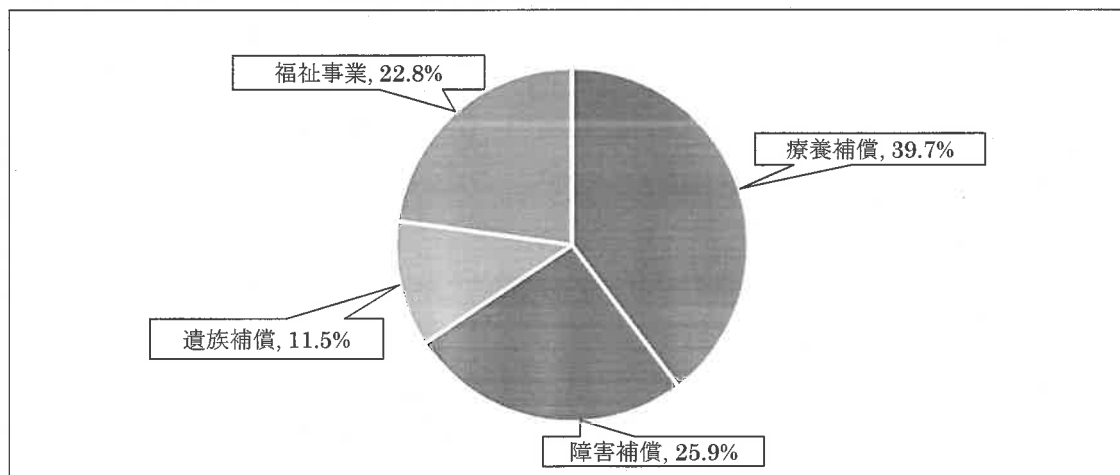
通勤災害の補償は約6400万円、福祉事業は約1900万円です

令和5年度に基金京都府支部が行った通勤災害に係る補償は、第19表及び第14図のとおり、療養補償、障害補償及び遺族補償等であり、補償総額は73件63,754千円、また、福祉事業は総額で18件18,841千円となっています。

＜第19表＞ 令和5年度の通勤災害に係る補償の種類別、職種別件数 及び 金額
並びに福祉事業の実施状況

職 種	区 分												(件、円)	
	療養補償		障害補償 年金・一時金		遺族補償 年金・一時金		その他の補償		小 計		福祉事業		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
義務教育学校職員	6	7,529,720	1	2,989,100	0	0	0	0	7	10,518,820	1	597,800	8	11,116,620
義務教育学校職員 以外の教育職員	9	5,532,040	1	2,804,216	0	0	0	0	10	8,336,256	1	560,833	11	8,897,089
警 察 職 員	11	4,751,688	4	10,374,249	1	2,303,916	0	0	16	17,429,853	7	14,121,700	23	31,551,553
消 防 職 員	1	284,162	0	0	0	0	0	0	1	284,162	3	1,064,600	4	1,348,762
電 気・ガ ス・ 水 道 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員	34	14,730,737	2	5,226,649	3	7,227,716	0	0	39	27,185,102	6	2,495,693	45	29,680,795
計	61	32,828,347	8	21,394,214	4	9,531,632	0	0	73	63,754,193	18	18,840,626	91	82,594,819
令和4年度	49	57,744,128	8	23,522,458	5	11,234,632	1	3,517,580	63	96,018,798	21	11,910,956	84	107,929,754

(第14図 令和5年度の通勤災害に係る補償の種類別比率)



解 説

公務災害と通勤災害の補償内容等

通勤災害の補償及び福祉事業の対象、内容や給付額の算定方法は、公務災害とほぼ同様の制度となっていますが、障害補償及び遺族補償の特別援護金は、公務災害の方が通勤災害よりも高額に設定されています。

また、通勤災害の療養補償には、条件によって、一部負担金が必要となる場合があります。

5 第三者加害事案の処理状況

第三者加害事案の認定件数は、13件(公務災害・通勤災害認定の約3.0%)です

令和5年度において公務上又は通勤該当の災害と認定したもののうち、第三者加害事案の占める割合は、公務災害では386件中7件で1.8%、通勤災害では48件中6件で12.5%、全体では434件中13件で3.0%となっています。

通勤災害で第三者加害事案の割合が高いのは、相手方のある交通事故による被災が一定割合を占めているためです。

第三者加害事案は、交通事故によるものが約7割です

令和5年度における第三者加害事案の発生事由をみると、第20表のとおり、公務災害では、交通事故が3件、公務執行妨害が1件などとなっています。また、通勤災害では、6件すべてが交通事故となっています。

第三者加害事案においては、原因者負担の考え方にに基づき、当事者間の示談により加害者からの損害賠償を先行する「示談先行」方式を原則としています。

交通事故においては、加害者加入の自動車損害賠償責任保険(自賠責)や任意保険のほか、被災職員自身が加入している人身傷害補償保険からも保険金を受けることができますが、基金の補償と重複して受け取ることはできません。

公務執行妨害では、加害者が無資力な場合や勾留されているため示談が不可能な場合も多いことから、補償先行により認定される場合がほとんどです。

<第20表> 令和5年度の第三者加害事案の事由別内訳及び処理状況

事由区分		団体の種類								(件)	
		府				市町村等	計				
			知事部局等	教育委員会	警察本部			構成割合	うち 補償先行	うち 示談先行	
交 通 事 故	公務	2	0	0	2	1	3	23.1%	2	1	
	通勤	3	2	1	0	3	6	46.2%	2	4	
公務執行妨害	公務	0	0	0	0	1	1	7.7%	1	0	
生徒加害	公務	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	
同僚加害	公務	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	
動物管理瑕疵	公務	2	0	0	2	1	3	23.1%	1	2	
そ の 他	公務	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	
	通勤	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	
計	公務	4	0	0	4	3	7	53.8%	4	3	
	通勤	3	2	1	0	3	6	46.2%	2	4	
	合計	7	2	1	4	6	13	100.0%	6	7	
	構成割合	53.8%	15.4%	7.7%	30.8%	46.2%	100.0%		46.2%	53.8%	

第三者加害事案に対する求償、免責等の事務に当たっては、加害者や保険会社との折衝等が必要であり、処理を誤ると求償が困難になる場合もあります。より円滑に事務を進めるため、災害発生当初から基金京都府支部と密接な連絡を取るなど、所属及び被災職員の積極的な協力が望まれます。

解 説

第三者加害事案とは？

交通事故で受傷した場合や公務の執行にあたり暴力を受けた場合など、公務災害・通勤災害には、第三者（加害者）の故意・過失によって災害が発生する場合があります、これを「第三者加害事案」といいます。

第三者加害事案において、被災職員が、基金から先に補償を受けた場合（補償先行）は、基金は第三者に対し、損害賠償請求（求償）を行うこととなります。

逆に、被災職員が、第三者（損害保険会社等を含む）から、先に損害賠償を受けた場合（示談先行）は、被災職員は基金からの補償を二重には受けることができなくなります。（基金の免責）

第三者加害事案により被災した場合には、権利義務関係が複雑になりますので、加害者に対する賠償請求を放棄したり、安易に過失割合を定めたりすることのないよう、所属や基金支部と十分に連絡をとりあって加害者との示談を進めてください。

第三者加害事案ではココに注意！

第三者加害事案は、損害賠償に係る権利関係や手続きが複雑になりますので、災害発生時点から特に慎重に対応することを心がけてください。

主な注意点は、以下のとおりです。

1. 交通事故の場合は「人身事故」として警察へ届けること！

公務（通勤）災害として認められるためには、職員に「負傷、疾病、傷害又は死亡」が生じていることが必要です。交通事故には人身事故（人身に損害のある事故）と物件事故（物のみに損害のある事故）とがありますが、認定請求をする場合、職員の負傷等が前提ですので、必然的に人身事故として届けることとなります。

人身事故の場合、捜査機関により実況見分調書（事故時の状況等をまとめた文書）が作成されますので、事故状況を客観的に示す資料として利用できます。

2. 勝手に示談しないこと！

第三者から賠償を受けるためには示談を締結する必要がありますが、被災職員が勝手に示談した場合、受け取れるはずの賠償が支払われなくなったり、意図せず被災職員が基金に対して損失を与えてしまったりする場合があります。

示談を締結する前には、必ず基金に示談案を示してください。

また、すでに示談していることを隠しての認定請求は、絶対に行わないでください。

3. 認定請求をしないほうが良いと思われるケースも！

公務（通勤）災害と認定された場合でも、基金からは、物損や精神的苦痛などに対する補償は行われません。また、職員に代わっての示談交渉も行われません。

「被災当初から第三者が治療費を全額支払う意向である」など、職員に損害が生じない内容で示談が進みそうな場合は、基金から補償として受け取るものがないため認定請求を行うメリットがないといえます。

むしろ、「書類作成に手間をとられたあげく、示談も遅くなった」など、デメリットしかなかったというケースもありますので、メリット（基金の補償）とデメリット（手間や相手との関係など）を十分検討し、認定請求するか否かを判断しましょう。

(参 考)

公務災害、通勤災害団体別認定件数、千人比

区 分	R5年度末対象 職員数 (人)	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
		R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R5年度千人比
知 事 部 局 等	4,423	20	17	5	10	25	27	6.1
山城広域振興局		1		0	2	1	2	
南丹広域振興局		0		1		1	0	
中丹広域振興局		0	1	0		0	1	
丹後広域振興局		0	1	0		0	1	
知 事 直 轄		0		0	1	0	1	
危機管理部		0		1		1	0	
総 務 部		0	1	1	1	1	2	
総合政策環境部		1		0		1	0	
文化生活部		0	1	0	2	0	3	
健康福祉部		11	8	0	2	11	10	
商工労働観光部		0		1		1	0	
農林水産部		4	5	0	1	4	6	
建設交通部		3		0	1	3	1	
議会事務局		0		0		0	0	
行政委員(会)		0		1		1	0	
教 育 委 員 会	12,090	101	91	14	11	115	102	8.4
教育庁本庁		0	2	1	1	1	3	
教育庁地域機関		1		0		1	0	
市町村立小学校		1	4	2	1	3	5	
山城教育局管内		13	15	3		16	15	
南丹教育局管内		6	2	0		6	2	
中丹教育局管内		3	8	0		3	8	
丹後教育局管内		4	4	0		4	4	
市町村立中学校		2	1	1		3	1	
山城教育局管内		6	6	0	3	6	9	
南丹教育局管内		0	1	1		1	1	
中丹教育局管内		4	2	0		4	2	
丹後教育局管内		1	1	0		1	1	
府立高等学校等		36	27	2	3	38	30	
府立支援学校等		24	18	4	3	28	21	
警 察 本 部	7,074	73	162	11	7	84	169	23.9
総 務 部		0	5	1	1	1	6	
警 務 部		0	1	0		0	1	
生活安全部		0	3	0	2	0	5	
地 域 部		1	2	0		1	2	
刑 事 部		1	7	1		2	7	
交 通 部		3	5	2		5	5	
警 備 部		7	11	1		8	11	
警察学校		4	4	0		4	4	
京都市内警察署		43	81	2	2	45	83	
京都市外警察署		14	43	4	2	18	45	
京 都 府 計	23,587	194	270	30	28	224	298	12.6

区 分	R5年度末対象	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
	職員数 (人)	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R5年度千人比
京 都 府 公 立 大 学 法 人	2,184	7	10	4	3	11	13	6.0
府 立 大 学	216	0	1	0		0	1	
府 立 医 科 大 学	1,968	7	9	4	3	11	12	
福知山公立大学	72	1		0		1	0	0.0
大 学 法 人 計	2,256	8	10	4	3	12	13	5.8

区 分	R5年度末対象	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
	職員数 (人)	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R5年度千人比
福 知 山 市	1,460	6	12	1		7	12	8.2
舞 鶴 市	819	3	3	1	1	4	4	4.9
綾 部 市	417	2	3	0		2	3	7.2
宇 治 市	1,427	6	18	3	3	9	21	14.7
宮 津 市	207	2	1	2		4	1	4.8
亀 岡 市	808	4	6	0		4	6	7.4
城 陽 市	517	4	0	0	1	4	1	1.9
向 日 市	402	2	2	3	1	5	3	7.5
長 岡 京 市	603	2	8	1	2	3	10	16.6
八 幡 市	648	6	6	0	2	6	8	12.3
京 田 辺 市	794	5	4	0		5	4	5.0
京 丹 後 市	1,045	8	11	2		10	11	10.5
南 丹 市	401	2	1	1		3	1	2.5
木 津 川 市	510	0	4	1		1	4	7.8
市 計	10,058	52	79	15	10	67	89	8.8

区 分	R5年度末対象	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
	職員数 (人)	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R5年度千人比
大 山 崎 町	154	0	2	0	1	0	3	19.5
久 御 山 町	242	2	3	1		3	3	12.4
井 手 町	108	1	1	0	2	1	3	27.8
宇 治 田 原 町	130	0		0		0	0	0.0
笠 置 町	52	1		0		1	0	0.0
和 束 町	84	1	1	0		1	1	11.9
精 華 町	348	5	1	0	1	5	2	5.7
南 山 城 村	65	0		0		0	0	0.0
京 丹 波 町	307	2		0		2	0	0.0
伊 根 町	100	2		1		3	0	0.0
与 謝 野 町	257	1	1	0		1	1	3.9
町 村 計	1,847	15	9	2	4	17	13	7.0

区 分	R5年度末対象 職員数 (人)	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
		R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R5年度千人比
与謝野町宮津市中学校組合	1	0		0		0	0	0.0
国民健康保険南丹病院組合	606	3		1	2	4	2	3.3
国民健康保険山城病院組合	552	6	5	1		7	5	9.1
船井郡衛生管理組合	44	0	7	0		0	7	159.1
城南衛生管理組合	102	2	2	0		2	2	19.6
木津川市精華町環境施設組合	14	0		0		0	0	0.0
京都市府町村職員退職手当組合	8	0		0		0	0	0.0
乙訓環境衛生組合	27	0		0		0	0	0.0
相楽中部消防組合	141	0	1	0		0	1	7.1
乙訓福祉施設事務組合	36	1		0		1	0	0.0
宮津与謝消防組合	90	0		0		0	0	0.0
相楽郡広域事務組合	3	0		0		0	0	0.0
京都中部広域消防組合	191	1	1	0	1	1	2	10.5
京都府自治会館管理組合	4	0		0		0	0	0.0
京都府住宅新築資金等 貸付事業管理組合	2	0		0		0	0	0.0
乙訓消防組合	197	2	1	0		2	1	5.1
宮津与謝環境組合	0	0		0		0	0	—
京都府後期高齢者医療広域連合	1	0		0		0	0	0.0
相楽東部広域連合	14	0		0		0	0	0.0
京都地方税機構	0	0	1	0		0	1	—
一部事務組合等計	2,033	15	18	2	3	17	21	10.3

区 分	R5年度末対象 職員数 (人)	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
		R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R5年度千人比
湯 船 財 産 区	0	0	0	0	0	0	0	—
財 産 区 計	0	0	0	0	0	0	0	—

区 分	R5年度末対象 職員数 (人)	公 務 災 害		通 勤 災 害		計		
		R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R5年度千人比
総 合 計	39,781	284	386	53	48	337	434	10.9

(参考) 支部の活動等

【公務災害防止事業】

公務災害防止に向けた公務災害制度及び災害発生の状況等の普及、啓発のため、平成 18 年度から基金京都府支部のホームページを開設し、情報提供を行っています。

(ホームページURL) <https://www.pref.kyoto.jp/chikousai/index.html>

【研修会の開催等】

公務災害防止に関する知識を深めていただくため、また、公務災害補償制度の目的や内容、事務手続について広く周知するため、事務説明会を実施しました。

【冊子の作成・配付】

「広報誌 公務災害補償 京都府支部だより」	支部の概要、災害の発生状況等をまとめ、補償業務の円滑化及び災害の事前防止に役立ててもらおう。
「公務災害 通勤災害 補償のしおり」	被災職員、所属担当者に公務災害制度及び補償の事務を周知し、災害防止に対する意識を高めるとともに、迅速な事務処理に役立ててもらおう。

【迅速な災害認定に向けて】

公務災害、通勤災害として認定請求されたもののうち、特に心臓・脳血管疾患や精神疾患等の疾病事案については、種々の原因が複雑に絡み合って発症に至るものとされており、また、被災職員の素因や基礎疾患が疾病の発症又は増悪に大きく関与している場合が多いことから、公務上又は通勤災害該当の認定には膨大な事実調査、医学的資料の収集が必要となります。

このため、基金京都府支部では任命権者に対し、早期の調査を依頼するとともに、医学的資料の収集を早期に行うことで、認定までの時間を短縮し、被災職員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するべく努めているところです。



災害をなくして 笑顔の職場づくり

広報誌

公務災害補償 京都府支部だより No.56
令和7年3月発行

編集・発行

地方公務員災害補償基金京都府支部

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入菰ノ内町 京都府職員総務課内

TEL 075-431-4216 FAX 075-414-4142

<https://www.pref.kyoto.jp/chikousai/index.html>